

第2節 項目・形態別審査要領

2-1 消防活動用空地の設置基準

消防活動用空地の指導については別紙1、2に示す、志摩市消防本部開発行為に係る事務処理基準（令和3年志摩市消防本部消消総第8号）、志摩市消防本部消防活動用空地に関する指導基準（令和3年志摩市消防本部消消総4号）に基づき設置指導するものとする。

別紙 1

消消総第 8 号

令和 3 年 4 月 1 日

志摩市消防本部開発行為に係る事務処理基準

(目的)

第 1 条 この基準は、志摩市消防本部管内における開発行為について、必要な事項を定め、消防活動上必要な消防水利等の整備を図り、適正な運用を目的とする。

(適応)

第 2 条 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号。以下「法」という。）により規制を受けるもの

(1) 都市計画区域内において、法第 29 条第 1 項に基づき、3,000 平方メートル以上のものは、消防水利の基準（消防 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号。以下「基準」という。）第 4 条の規定による。

ア 市街地（消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する市街地をいう。以下本文において同じ。）・準市街地（消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する準市街地をいう。以下本文において同じ。）においては、基準別表により 120m 包含とする。

イ 市街地・準市街地以外の地域は、基準第 4 条第 2 項により 140m 包含とする。

(2) 都市計画区域外において、法第 29 条第 2 項に基づき、10,000 m²以上のものは、基準第 4 条の規定による。

ア 市街地・準市街地においては、基準別表により 120m 包含とする。

イ 市街地・準市街地以外の地域は、基準第 4 条第 2 項により 140m 包含とする。

2 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年 10 月 6 日三重県条例第 41 号。以下「三重県条例」という。）により規制を受けるもの都市計画区域外において、三重県条例第 3 条第 2 号に基づき、3,000 m²以上 10,000 m²未満のものは、三重県条例第 5 条、三重県条例施行規則第 13 条により 140m 包含とする。

3 消防活動用空地

開発事業区域内の道路及び開発事業区域外の既存の道路と予定建築物（階数が5以上のものに限る。）との間隔が、5mを超える場合は、別に定める基準により消防活動用空地を確保するものとする。

（その他）

第3条 市街地・準市街地の範囲については、市町村消防施設整備計画の調査結果によるものとする。

2 基準に係るものは、気象庁年間平均風速(南伊勢町の観測値)を基準とするため、年間平均風速4m毎秒未満とする。

3 開発区域内は、全ての部分を包含できること。

4 主要道路、鉄道等が遮る位置にある開発行為については、別々に水利を設けるものとする。

5 開発区域内に著しい段差等があり、消防活動上支障を来たすものについては、別々に水利を設けるものとする。

6 消防法施行令第7条に定める消防用水の設置義務が生じる開発行為については、予防課と事前協議し、指導すること。

7 その他必要事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 2

消消総第 4 号

令和 3 年 4 月 1 日

志摩市消防本部消防活動用空地に関する指導基準

(目的)

第 1 条 この基準は、都市計画法に基づく開発行為に伴う建築物、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく開発行為に伴う建築物、国・普通地方公共団体及びその他の公的団体が建設する住宅団地の建築物又は高層建築物に対するはしご車、屈折はしご車等（以下「はしご車」という。）の進入路及び消防活動に必要な空地の指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この基準は、第 1 条に該当する 5 階以上の建築計画を伴う開発行為を行う事業者等及び 5 階以上の建築物を建築する者に適用する。ただし、当該予定建築物が二方向避難及び開放型住戸等の構造であるときは、この限りでない。

(消防活動用空地等)

第 3 条 消防車進入口については、次のとおりとする。

- (1) 消防車進入口の幅は道路幅員に応じて、別表のとおり確保しなければならない。この場合、消防車の転回を容易にするため隅切りを設け、切取線と消防車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度が等しく、かつ、切取線の長さが、2メートル以上のものにあつては、別表の消防車の進入口の幅員から 1メートルを差し引いた数値以上とすることができる。ただし、消防車が容易に転回できる場合は、この限りではない。
- (2) 消防車進入口の勾配は、おおむね 6 パーセント以下でなければならない。
- (3) 消防車進入口の車路は、道路に接する部分から直線で 12m 以上の長さを確保するとともに、道路とのなす角度を 70 度から 110 度の範囲内にしなければならない。

(4) 消防車進入口には原則としてくぐりを設けてはならない。やむを得ずくぐりを設けるものにあつては、その直下の地盤面から4m以上の高さでなければならない。

2 消防用進入路については、次のとおりとする。

(1) 消防用進入路の有効幅員は3.5m以上とする。

(2) 消防用進入路に屈曲がある場合は、前項に掲げる消防車進入口の基準を適用する。

(3) 消防用進入路は、総重量20トンのはしご車が走行するに十分な地盤支持力(輪荷重5トン)を有する構造でなければならない。また、上部には、はしご車の走行に支障となる工作物等を設けてはならない。

3 消防活動用空地については、次のとおりとする。

(1) 消防活動用空地は、非常用進入口又はバルコニー側に設置しなければならない。

(2) 消防活動用空地は、幅6m以上、長さ12m以上とし、別図第1の消防活動用空地の設置基本図に基づき確保しなければならない。

(3) 消防活動用空地の設置間隔は40m以下とし、かつ、有効に活動できる位置でなければならない。

(4) 消防活動用空地の縦・横断勾配は3%以下でなければならない。

(5) 消防活動用空地は、原則として消防用進入路に準じ、かつ、地盤支持力が、ジャッキ荷重(10kg/cm²)に耐える構造でなければならない。

(6) 消防活動用空地の地下には、ガス管・水道管その他の工作物を埋設してはならない。ただし、補強策を講じた場合は、この限りでない。

(7) 消防活動用空地と建築物との間隔(以下「保有空地」という。)は、5m以下でなければならない。

(8) 保有空地及び周辺上空には、はしご車のはしごの伸梯及び旋回に支障となる工作物等を設置してはならない。

(規制表示及び規制標識)

第4条 消防活動用空地には、別図第2の規制表示及び別図第3の規制標識を設置しなければならない。

(工事計画の届出)

第5条 関係者は、消防用活動空地を設置するときは、関係図面を添えて、志摩消防署長に届け出なければならない。

(完成検査)

第6条 消防活動用空地の工事が完了したときは、消防署の完成検査を受けなければならない。

(維持管理)

第7条 関係者は、常に良好な状態で消防活動用空地等を維持管理しなければならない。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

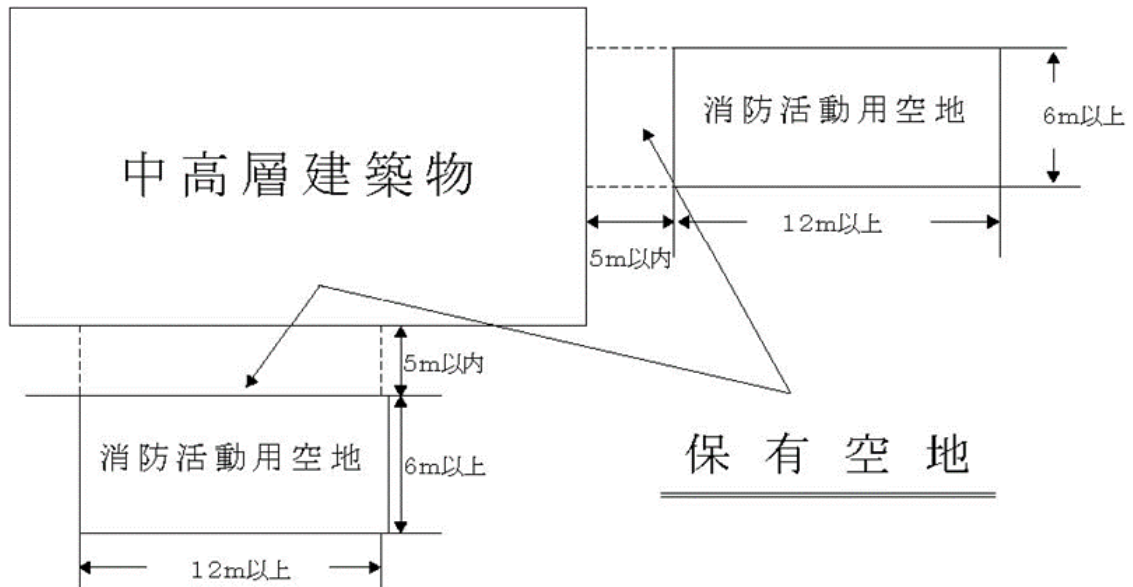
別表(第3条関係)

道路幅と消防車進入口の幅員との関係

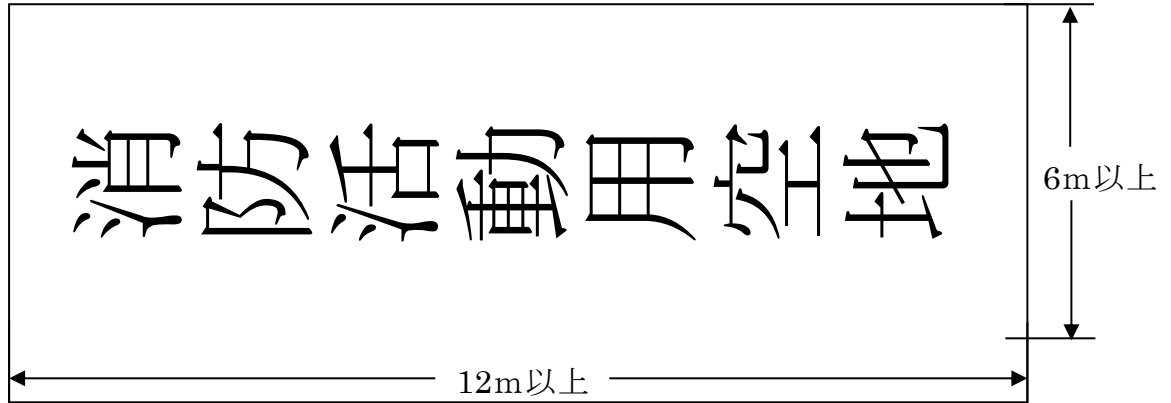
道路幅(m)	消防車進入口の幅員(m)
4.0 以上 4.5 未満	13.0 以上
4.5 以上 5.0 未満	12.0 以上
5.0 以上 5.5 未満	11.0 以上
5.5 以上 6.0 未満	10.0 以上
6.0 以上 6.5 未満	9.0 以上
6.5 以上 7.0 未満	8.0 以上
7.0 以上 8.0 未満	7.0 以上
8.0 以上 9.0 未満	6.5 以上
9.0 以上 10.0 未満	6.0 以上
10.0 以上	5.5 以上

別図第1(第3条関係)

消防活動用空地の設置基本図

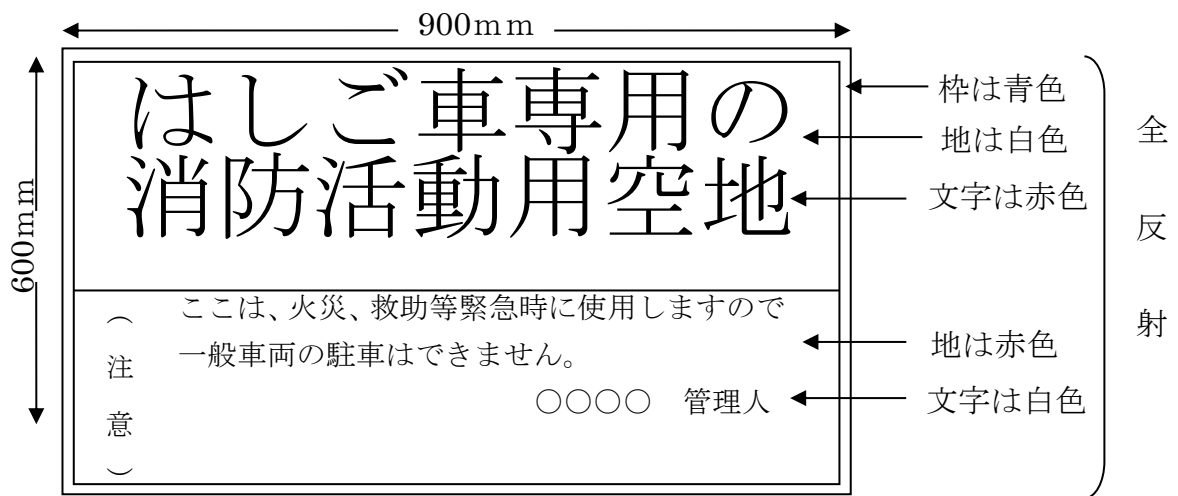


別図第2(第4条関係)
消防活動用空地の規制表示



周囲を黄色塗料で区画し、中央に「消防活動用空地」と表示すること。

別図第3(第4条関係)
消防活動用空地の規制標識



材質は、厚み 2.3mm以上のアルミニウム合金製